

## 郡山市中央図書館視聴覚ホール等使用料免除基準

(趣旨)

第1条 この基準は、郡山市図書館条例(昭和40年郡山市条例第49号。以下「条例」という。)第13条及び郡山市図書館条例施行規則(平成10年郡山市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)第18条の規定に基づく使用料の免除について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の免除)

第2条 規則第18条第1項第2号に規定する使用料の免除は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市内の社会教育団体が市民の教育目的又は公共的な活動に使用する場合 全部免除
- (2) 市内の町内会等自治組織がその設立の目的達成のために使用する場合 全部免除
- (3) 市内の行政施策を推進するための補完的業務を行う組織がその目的達成のために使用する場合 全部免除
- (4) 市内の福祉団体がその設立の目的達成のために使用する場合 全部免除
- (5) 前各号以外の公共的団体が直接住民の利益に関する事業で使用する場合 2分の1の免除
- (6) その他教育委員会が適当と認める場合 教育委員会が認める額

(使用料免除の制限)

第3条 冷房及び暖房の使用料は、規則第18条第1項第1号及び第2号に該当する場合を除き、免除しない。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。